

権利討論集会

日時：11月23日(金)13:30～
場所：千葉土建会館

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 323 号 URL 版 2018 年 10 月 30 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

直ちに1000円,そして1500円 の実現を 労働者の賃上げを求め世界同 時アクション

千葉労連は、10月2日JR千葉駅で、ファストフード世界同時アクションから呼びかけられた『ファストフードグローバルアクション、最低賃金改定告知宣伝』をしました。参加者は、「いますぐ1000円、1500円をめざそう」と訴え、最低賃金底上げのリーフレットを配布しました。



時給 1500 円の実現を求め、駅前で宣伝行動

ファストフードグローバルアクション、最低賃金告知宣伝、

千葉県行動主催者の千葉労連矢澤事務局長は「私たちの要求は、『千葉県の最低賃金を1500円以上に引き上げ、東京（時間額985円）との地域間格差の解消』です」と訴えました。また、千葉労連ユニオンの中林さんは「千葉県最低賃金は、県内で働く労働者すべてに適用されます。高校生のアルバイトでも、高齢者で働いている人でもすべてに適用されます。時間額に換算して1時間895円以下で労働者を働かせた使用者は、最低賃金法違反で罰せられます。違反だと思われる場合は、千葉労連が所轄の労働基準監督署に相談してください」と訴えました。

街頭での反応は「誰でも時間給895円以上もらえるんですか」「店長に聞いてみます」「リーフレットください、これで友達にも知らせます」など、まだまだ「千葉県最低賃金」が知られていな

いことが明らかになっています。

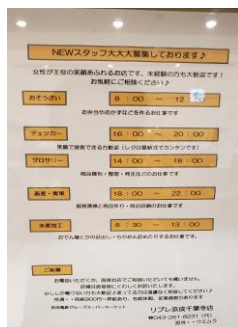
要求署名提出

千葉労連は今年の 7 月 2 日に、千葉県の最低賃金を調査審議する千葉地方最低賃金審議会に対し、要求署名を 8 0 5 1 筆提出して、直ちに時間額 1 0 0 0 円、そして 1 5 0 0 円以上に引上げることを求めています。私たちの要求からすればまだまだ不十分ですが、千葉県の最低賃金は 10 月 1 日から時間額 8 9 5 円に引き上げられています。今年の最低賃金の引き上げは、時間額 27 円の引上げ、時間額計算の最低賃金となった 2 0 0 2 年以降、時間額、改定率ともに過去最高の水準となっています。

私たちの要求は、『8 時間働けばふつうに生活できる賃金』をめざしています。憲法で保障している『健康で文化的な最低限度の生活』や労働基準法の『労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むため

リニューアルした最賃チラシ
の必要を充たすべきものでなければならない』には、ほど遠い状況です。

世界では、アメリカアマゾンが『11 月 1 日から国内の従業員の最低賃金を約 1 7 0 0 円に引き上げる』と発表しました。引き続き多くの仲間の声を結集して、千葉県最低賃金最引上げの運動をより大きく展開していきます。



千葉市内某スーパーの求人票

潜入！求人時給額調査

10 月 1 日の最低賃金改定に伴い、千葉労連は千葉市内のスーパーの求人募集実態調査をおこないました。

調査では、求人募集で設定されている時給額が、改正された千葉県の最低賃金額である時給 8 9 5 円を、下回っていないかを調べました。

最賃ぎりぎり求人

調査の結果、最低賃金を下回っているところはありませんでしたが、どこの店舗も時給が 9 0 0 円～9 5 0 円になっており、時給制で働く労働者の賃上げには、最低賃金を上げることが重要だということがはっきりしました。

某スーパーで働いているパート従業員は「時給が 8 7 0 円から 9 0 0 円に上がったのですが、最低賃金が上がったからなんですね。パートなのであまり言えないんですけど、時給はもう少し上げてほしいです」と話してくれました。

公務員賃金を上げ地域の活性化を

千葉県人事委員会要請行動

9 月 26 日、県公務労組連絡会と自治労連千葉県本部は、県人事委員勧告に向けた要請・懇談をおこないました。

人事委員会からは岩永給与課長、新田給与課副課長、田中任用課長、長谷川任用課副課長などが対応しました。要請団は 5 団体（千葉県国公・自治労連・全教・医労連・千葉労連）から 12 人が参加しました。要請署名は第 1 弾として 2 1 0 0 筆を提出しました。なお、自治労連県職労は別に、3 7 8 5 8 筆を提出しています。

生活改善に及ばない

要請では、県公務労組連絡会の千葉議長が「今年の人勧は 5 年連続の引上げだが内容はわずかだ。地域の活性化のためにも地域の公務員の改善が必要。県人勧が公務員全体の改善につながることを期待する」と要請しました。

千葉労連の矢澤事務局長は「県人勧は、民間労働者にとっても大きな影響がある。労働者の賃金引き

上げのために最低賃金引き上げ、公契約の改善とともに公務員賃金引き上げを求めている。公務員全体の引き上げを」と要請しました。

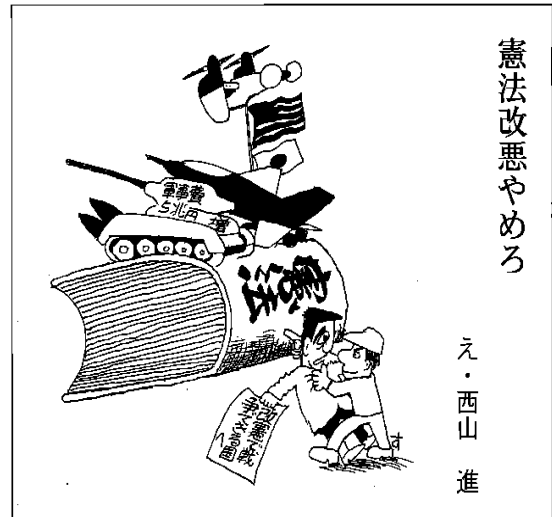
医労連の永島書記長は、「民間の事業所でも 55 歳で定期昇給がストップする職場がる。理由は公務員がそうだからとの回答だった。人事委員会勧告で社会の規範となる勧告を」と要請しました。

岩永給与課長は「給与勧告は、社会一般の状況に合わせるという勧告制度にのっとり適正に進める。時間外の上限規制や会計年度任用制度は、現在作業中なので答えられないが、従来、超勤の縮減、均等待遇について触れてきたことを踏まえていきたい」「10 月中旬に勧告が出せるよう準備している」「みなさんから出された意見を委員に伝える」と回答しました。

波 涛

TV番組がきっかけで、二つの
展覧会に出かけた▼一つは、
江戸時代の絵師「横山華山」の

作品を集めたもの。番組で紹介された紅花の栽培加工を描いた屏風もすばらしかったが、京都祇園祭の山鉾がメインの 30 メートルの巻物にびっくりし、その下絵の細かな字の注釈には、アニメ原画の設定メモにつながるものを感じた▼もう一つは、Eテレのデザイン「あ」の展覧会。こちらは、想定外の大混雑で、15 時前配付の入場整理券が、18 時 45 分からのものだった。じっくり廻るという余裕はなかったが、家族みんなで考えながらみる展示などもあり、楽しむことができた。文化に触れる時間の大切さ、憲法に保障された権利として、きちんと自覚したい。



【2面】

基地反対の民意が示される

沖縄知事選で玉城デニー氏が勝利



沖縄県知事選支援行動に参加した自治労連県本部の河嶋寿夫さん

10 月 30 日投開票でおこなわれた沖縄県知事選挙は、玉城デニー氏が 39 万 6 6 3 2 票という知事選挙史上最多の得票を得て、佐喜真淳氏に 8 万票余りの大差をつけて勝利しました。

この結果により普天間基地撤去、辺野古新基地建設反対を掲げた玉城デニー氏が「オール沖縄」県政を継承することになりました。また、沖縄の民意を押しつぶそうとする安倍自公政権に対する、沖縄県民の痛烈な審判ともなりました。

今回の沖縄知事選には、千葉労連に加盟する組織から、多くの仲間が支援に参加しました。支援に参加した自治労連の河嶋さんの感想を紹介します。

転換点となる歴史的な勝利

9 月 24 日～27 日までの 4 日間、玉城デニーさん必勝の支援行動に参加してきました。

現地では主に交通量の多い道路脇に立って運転手に手を振るスタンディング行動をおこないました。沖縄は公共交通機関がバス以外ないため、宣伝効果は抜群です。通行する運転手などが車中から手を振って、応えてくれる市民が多くいました。

また、県庁前で出勤してくる県庁職員に対し、肉声で「玉城デニーをよろしく」と、手を振りながら元気に宣伝したり、地域での要求実現宣伝行動に参加しました。

今回の勝利は、日本にとって大きな転換点となる歴史的勝利だと思います。沖縄のようなたたかいを全国に広げ、一日も早く安倍暴走内閣を辞めさせるため、頑張りましょう。

2018 ちば労働学校

職場・年代を超え学びあい

本質見抜く目養おう



班別で和やかに学習

今年で3年目を迎える『2018年度ちば労働学校』を17団体42人の参加で開催しています。

「働くとは？」を共通テーマに全4日間で5つの講座と校外学習（国会議事堂、靖国神社見学）を予定。学習と交流を通じて、職場・産業・地域・年代を越えた仲間とともに学ぶ楽しさ、知るよろこびを広げることがをめざしています。

第1日目は9月9日におこないました。開校式では徳田暁夫実行委員長が「だまされない力をつけることが大切」「政府はアベノミクス成功を謳うが、大企業が内部留保を溜め込んだだけで労働者の貧困は広がっている」「学ぶことで本質を見抜く目を養おう」と力強くあいさつしました。

講座Ⅰ『自分の働き方を見つめなおす』は、労働行政のプロフェッショナルである林三喜男さん（千葉県国公・副議長）を講師に招いておこないました。

講座では、4つの班に分かれ「働くとはなにか」「職場でおかしいと感じること」「違法な働き方をどう解決するか」など、グループディスカッションを中心に講演をうけました。

参加者からは「グループ討論でさまざまな業種の労働実態を知り、自分の賃金や労働条件を考える良いきっかけになった」「労働法を知らないと損をすると強く思った」などの感想が寄せられました。

労働相談一ヶ月 ～ダブルワークの相談～

Q1 自動車運転手です。賃金が安いので、副業をしようと思しました。候補の職場で面談をしたところ、3ヶ月契約の場合は週20時間以内、2ヶ月の場合は週20時間を越えて勤務しても良いと説明がありました。週20時間以上で3ヶ月間働きたいのですが駄目でしょうか。

Q2 福祉の職場で、2つの事業場で働いています。どちらの雇用保険に入る方が有利でしょうか
A 2件のダブルワークの相談がありました。労働者の副業・兼業（ダブルワーク）は、2018年1月に改訂され、モデル就業規則67条に「労働者は、勤務時間外においても、他の会社等の業務に従事することができる」と、一定の条件の下でダブルワークができるように変わりました。国は「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を示し、ダブルワークを推奨しています。

Q2は、ガイドラインに「複数の雇用関係において被保険者要件を満たす場合は、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける雇用関係についてのみ被保険者になる」とあり、一般的には賃金の多い方の事業場の雇用保険に加入することとなります。

Q1は、質問の内容について法律的な制限はありません。ただ使用者の労働時間把握の問題は出てきます。労基法38条の規定で「労働時間は事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用は通算する」とあります。1日8時間を超えて働く事業場の時間外労働には、割増賃金の支払い義務が生じます。これは個人事業主や委託契約、請負契約等の契約でも、「過労等によ

り業務に支障をきたさないようにする観点から、その者の自己申告により終業時間を把握すること」などの配慮が望ましいとしています。

【中林】